

国公委生発第42号令和2年2月18日

消費者委員会委員長
山本隆司殿

国家公安委員会委員長 武 田 良



「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に係る 警察庁の実施状況について

令和元年8月30日付け貴委員会の「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に対する警察庁の実施状況を別紙のとおり報告します。



「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に係る警察庁 の実施状況について

第2 悪質な「販売預託商法」事犯に対する執行強化

(建議事項2)

警察庁は、悪質な「販売預託商法」事犯に対し、建議事項1に基づく措置状況も踏まえつつ、引き続き、積極的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、相互に連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携の強化を推奨すること。

(実施状況)

昨年8月30日付けの本建議を受け、警察庁においては、同日付けで、各都道府県警察に対し、引き続き、自治体、関係機関・団体と連携を図りつつ、悪質ないわゆる「販売預託商法」を含む生活経済事犯に対する積極的な取締りの推進を指示したところ。

警察庁においては、消費者庁における建議事項1に基づく措置状況も踏まえつつ、引き続き、消費者庁と連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携の強化を図り、悪質な「販売預託商法」事犯に対する積極的な取締りを推進することとしている。